

小規模事業者持続化補助金<共同・協業型> 申請時によくあるご質問(第2回公募用)

最新の「公募要領」を必ずご確認ください。

Q1 地域振興等機関の定義の「⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人」に該当するかは、どのように判断したらよいのか。

A1 「⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人」に該当するかは、申請様式に記載した内容に基づき、審査で判断されます。そのため、自社判断をしたうえで、申請してください。審査によりますので、事務局にお問い合わせいただいても回答いたします。

Q2 地域振興等機関に、個人事業主はなることはできるのか。

A2 できません。地域振興等機関の定義には個人事業主が該当する項目はございません。

Q3 地域振興等機関に、組合はなることはできるのか。

A3 組合については、商店街等組織に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織であれば地域振興等機関になり得ます。

Q4 「地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人」の「地域とは」どの程度の範囲を指すのか。

A4 地域の範囲については特に制限はございません。

Q5 共同・協業販路開拓支援補助金で過去に採択された事業者も再度申請することができるのか。

A5 共同・協業販路開拓支援補助金の第1回から第9回、被災地向けに採択された事業者も、提出義務が発生している実施効果報告書(様式第14)の提出が確認できている場合は申請者可能です。

Q6 小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>第1回で採択された事業者は申請可能か。

A6 第1回は現在補助事業実施期間のため、申請できません。

Q7 外部からの出向者に対する人件費は計上可能か。

A7 外部からの出向者に直接人件費を支払っている場合は、人件費として計上可能です。出向費用、出向手数料等の名目で出向元企業等に支払っている場合は委託外注費で計上可能です。

Q8 複数の地域振興等機関の参画事業者となることは可能か。

A8 一つの申請回で、複数の補助事業に参画することはできません。

Q9 参画事業者が地域振興等機関を兼ねることができるのか。

A9 参画事業者と地域振興等機関に同一法人がなることはできません。

Q10 参画事業者が小規模事業者であることをどのように証明したらよいのか。

A10 申請様式に業種や常時雇用する労働者数等を記載していただき、証明してください。

Q11 参画企業は特定の地域に限定は必要なのか。

A11 参画事業者の地域を限定する必要はございません。

Q12 参画事業者の小規模事業者が、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞を申請していくても問題ないか。

A12 本事業と重複する事業計画でなければ申請可能です。

Q13 自己負担部分をその他補助金で補うことは可能なのか。

A13 同一の申請者が、同一の事業について、国費を原資とする補助金を重複して交付を受けることはできません。

Q14 様式4を記入する地方公共団体とは具体的にどこなのか。

A14 地方公共団体とは、日本国内の都道府県や市区町村を統括する各行政機関のことを示します。具体的には、市区町村の市役所・区役所等です。

Q15 参画事業者のアルバイト代は補助対象となるのか。

A15 アルバイト代については、補助事業者の支出のみが補助対象のため、参画事業者の支出であるアルバイト代は補助対象外です。

Q16 補助事業の従事者として今後新規で正社員の採用予定の場合、人件費は概算で積算してよいのか。

A16 概算で積算していただいて結構です。ただし、交付決定後に人件費の上限を引き上

げることはできません。

Q17 共同申請者の人件費も補助対象になるのか。

A17 補助事業に関する人件費の場合は、補助対象になり得ます。

Q18 人件費は、契約形態によって経費区分は変わらるのか。

A18 人件費は、本補助金では以下の経費区分となります。

正社員・契約社員:①人件費

パート・アルバイト:⑭雑役務費

派遣社員・請負社員:⑮委託・外注費

Q19 レンタカ一代、ガソリン代、駐車場代は補助対象外であるが、交通の便が悪いため、最低限の回数で使用するレンタカ一代等は補助対象になるのか。

A19 補助対象外です。

Q20 航空運賃の他に現地空港税・空港保険料・燃油サーチャージ・国内空港使用料等の支払い義務があるが、補助対象となるのか。

A20 補助対象となり得ます。

Q21 参画事業者の商品を置いておくための賃料は補助対象になるのか。

A21 参画事業者の商品の保管等に係る費用は補助対象外です。

Q22 Web 広告費も補助対象になるのか。

A22 計画に基づく参画事業者や事業等の周知に係る費用であれば補助対象となり得ます。

Q23 参画事業者ごとに HP を作成する費用も補助対象になるのか。

A23 個社支援となるため補助対象外です。

Q24 入金は参画事業者にもされるのか。

A24 されません。補助金の支払いは、代表機関に口座や窓口を一本化が必要です。

Q25 補助率の定額とはどういうことなのか。

A25 定額とは要した費用に対し、100%を上限に補助を行うことです。

Q26 補助金申請額の上限が 5000 万円だが、10 以上の参画事業者毎の金額は 10 事

業者の場合、500 万円と等分されるのか。

A26 等分はされません。本補助金は参画事業者の販路開拓に係る費用の一部を補助するものとなりますので、参画事業者の数に対して割り当てられるものではありません。

Q27 10 者以上の参画事業者とあるが、倒産等の理由により、取組に参加不能となった場合に交付決定取り消しになるのか。

A27 補助事業計画に記載の各取組において、参画事業者が 10 者未満となる場合は交付決定取り消しとなります。

Q28 参画事業者の変更や入れ替えは可能か。

A28 補助事業計画の内容や目的に大きな変更がない場合は、参画事業者の変更や入れ替えが可能です。参画事業者の変更、入れ替えを行うことによって、事業内容や目的が変わる場合は、事前に計画変更申請が必要となります。

Q29 親会社や子会社等に外注した場合の経費は、補助対象になるのか。

A29 補助対象外です。

Q30 参画事業者から参加費や出展費等を徴収することは可能なのか。

A30 参画事業者等からの徴収は可能です。収入があった場合は事業終了後、実績報告において収支報告書に記入が必要です。